

事 務 連 絡  
令和6年3月8日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部局 御中  
後期高齢者医療主管課（部）  
地方厚生（支）局

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局における  
返戻再請求等に係る取扱いについて

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に対する返戻レセプトについては、現在、郵送（郵送）とオンライン請求システムを介した方法（電子ファイル）により送付しているところですが、「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和5年1月23日保連発0123第1号）においてお示ししているとおり、令和6年10月以降は、郵送での送付を終了することとしています。

これに伴い、現在、代行請求によりオンライン請求を実施している医療機関・薬局については、令和6年10月以降、代行請求機関にのみ送付される返戻ファイルを用いて返戻再請求を実施できるよう、代行請求機関との間で、レセプト情報の授受の方法や代行請求に係る契約の内容等について、事前によく相談し、準備していただくことが望ましいです。

なお、医療機関・薬局自身が、オンライン請求を開始することで、レセプトの郵送に伴う紛失等のリスクを回避するなどのメリットがあるため、この際に、オンライン請求の開始も積極的に検討いただきたいと考えています。

上記の内容について、別添のとおり医療機関・薬局向けの資料を作成しましたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用について遺憾なきよう、お願いいたします。

